

避難場所・避難所を ご存知ですか？

☎ 総務課総務係 ☎ 2・1212

災害に備えて自分の住んでいる地域の避難場所・避難所を確認しておきましょう。

お持ちの『防災ハザードマップ』と合わせてご確認ください。

【指定緊急避難場所（緊急的に避難する場所）】

避難場所名	対象とする災害の種類		
	洪水	地震	津波
旧栄小学校グラウンド	-	○	-
若佐小学校グラウンド	○	○	-
若佐コミセン駐車場	-	○	-
佐呂間町総合グラウンド	○	○	-
佐呂間町 100 年多目的広場	○	○	-
佐呂間高校グラウンド	○	○	-
佐呂間小学校グラウンド	○	○	-
佐呂間中学校グラウンド	○	○	-
町民センター駐車場	-	○	-
佐呂間町交通公園	-	○	-
旧知来小学校グラウンド	-	○	-
仁倉公民館駐車場	-	○	-
浜佐呂間活性化センター駐車場	○	○	-
浜佐呂間小学校グラウンド	○	○	○
旧幌岩小学校グラウンド	○	○	-
富富士漁村環境改善センターグラウンド	○	○	-
富富士公民館駐車場	○	○	○
旧若里小学校グラウンド	○	○	○

【指定避難所（災害発生時後に一定期間滞在する施設）】

栄公民館	佐呂間高等学校
栄地区交流センター	佐呂間コミセン
啓生公民館	町民センター
若佐小学校	老人福祉センター
若佐コミセン	北公民館
栃木公民館	東公民館
川西公民館	知来公民館
武士公民館	仁倉公民館
朝富公民館	浜佐呂間活性化センター
佐呂間町体育館	浜佐呂間小学校
佐呂間町武道館温水プール	幌岩公民館
西富公民館	富富士漁村環境改善センター
西中央公民館	富富士公民館
佐呂間小学校	若里活性化センター
佐呂間中学校	若里漁村センター

※災害状況により、二次避難が必要となる場合があります。



『佐呂間町防災ハザードマップ』(左)でお住まいの避難場所・避難所を確認してください。

「防災安心メールさろま」に登録を!!

メール配信サービス「防災安心メールさろま」は、日ごろの防災、防犯など希望する情報を登録者にメール配信いたします。

メールを受信できる携帯電話やパソコンをお持ちの方であれば受信できますので、ぜひご登録ください。

■配信情報

▷防災情報

気象情報、暴風雪による道路情報、国民保護情報（ミサイル情報など）

▷防犯情報

不審者情報など

▷行方不明者情報

高齢者の徘徊などによる捜査情報

▷児童・生徒連絡情報

小・中学校児童の生徒の安全・安心情報

▷行政情報

ふれあいバス運休に関する情報、行事予定の変更など

■メール配信登録方法

①次のアドレスに空メールを送信します。

✉ bousai.saroma-town@v-vnet.jp



②仮登録完了メールが届きますので、本文に記載されているURLにアクセスします。

③配信を希望する項目にチェック、グループを選択し登録します。

④登録完了のメールが届きます。

国民年金に関するお知らせ

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額16,340円（30年度）の保険料を納めることになりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

『特例免除制度』を利用すると、保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。

- ❶ 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間に算入されます。
- ❷ 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ❸ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

一 退職（失業）時の特例免除制度 一

退職（失業）による特例免除制度は、失業の前月から失業した年の翌々年の6月までの期間について利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。※退職には自己都合退職も含まれます。

《手続き》

特例免除の申請は、役場町民課戸籍年金係にて行うことができます。

手続きに必要なものは、①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの ②認め印 ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）となっています。

《被扶養配偶者の方》

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。（この場合も役場で手続きが必要です。）

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の受給額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については北見年金事務所にご相談ください。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

★所得のめやす

118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が届きます。引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、北見年金事務所にご連絡ください。

☎北見年金事務所

☎ 0157・25・9635

☎町民課戸籍年金係

☎ 2・1213

① 均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

▷保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)	5 割 軽減
33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割 軽減

【平成 30 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割 軽減
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割 軽減

② 所得割の軽減割合が見直しされました

▷保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	2 割 軽減

【平成 30 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	軽減なし

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

▷この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 29 年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7 割 軽減

【平成 30 年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5 割 軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

④ 1 年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

▷保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成 29 年度	平成 30 年度
57 万円	62 万円

◆保険料の計算方法

▷保険料額は、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

【平成 30 年度】

均等割【1人当たりの額】

50,205 円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(平成 29 年中の所得 - 33 万円) × 10.59%

||

1 年間の保険料【限度額 62 万円】

(100 円未満切り捨て)

5 高額療養費の限度額が見直しされます

▷ 高額療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

【平成 30 年 7 月まで】

区 分		1 か 月 の 自 己 負 担 限 度 額 (※ 1)	
		外来 【個人単位】	外来 + 入院 【世帯単位】
現役並み所得者		57,600 円	※ 2 (44,400 円) ※ 3
一般		14,000 円 ※ 4	57,600 円 (44,400 円) ※ 3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	区分Ⅰ		15,000 円

【平成 30 年 8 月から】

区 分		1 か 月 の 自 己 負 担 限 度 額 (※ 1)	
		外来 【個人単位】	外来 + 入院 【世帯単位】
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	<u>252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%</u> (140,100 円) ※ 3	
	課税所得 380 万円以上	<u>167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%</u> (93,000 円) ※ 3	
	課税所得 145 万円以上	<u>80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%</u> (44,400 円) ※ 3	
一般		18,000 円 ※ 4	57,600 円 (44,400 円) ※ 3
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	区分Ⅰ		15,000 円

★上表の【※】について

【※ 1】月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が 1/2 に調整されます。

【※ 2】(医療費総額 - 267,000 円) × 0.01 + 80,100 円です。

【※ 3】多数該当の場合の自己負担限度額です。（過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当）

【※ 4】1 年間の外来の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。

6 食事療養標準負担額の金額が見直されました

▷ 療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成 30 年 4 月から見直されました。

区 分			食 事 療 養 標 準 負 担 額	
			平成 29 年度	平成 30 年度
現役並み所得者・一般			1 食につき 360 円	<u>1 食につき 460 円</u>
住民税 非課税世帯	指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1 食につき 260 円	
	区分Ⅱ	90 日までの入院	1 食につき 210 円	
		90 日を超える入院	1 食につき 160 円	
	区分Ⅰ		1 食につき 100 円	

（次ページにつづく）

7 生活療養標準負担額の金額が見直しされました

▷ 療養病床に入院したときの生活療養標準負担額（居住費）に係る部分が、見直しされました。

区 分	生活療養標準負担額（居住費部分）	
	平成 29 年度	平成 30 年度
以下のいずれにも該当しない方（医療の必要性の低い方）	1 日につき 370 円	
医療の必要性の高い方（指定難病患者を除く）	1 日につき 200 円	1 日につき 370 円
指定難病患者	1 日につき 0 円	
老齢福祉年金受給者	1 日につき 0 円	

8 高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます

▷ 高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		平 成 30 年 7 月 ま で	平 成 30 年 8 月 ～
現役並み所得者		67 万円	【課税所得 690 万円以上】 212 万円
			【課税所得 380 万円以上】 141 万円
			【課税所得 145 万円以上】67 万円(改正なし)
一般		56 万円（改正なし）	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31 万円（改正なし）	
	区分Ⅰ	19 万円（改正なし）	

☎北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南 2 条西 14 丁目

国保会館 6 階

☎011・290・5601

☎町民課医療保険係

☎2・1213

住みなれたまちでの暮らしを支援！ 高齢者の安心サポート情報

図保健福祉課介護支援係（佐呂間町地域包括支援センター）
☎ 2・1212

もって安心・つけて安心 あんしんQRコード

『あんしんQRコード』とは、高齢者が外出などの際に緊急な事態が発生した場合、身元確認や家族への連絡を素早く行うためのもので、町では『あんしんQRコード』の普及に取り組んでいます。

QRコードは、「キーホルダー」「バッジ」「カード」として携帯できます。氏名・住所・電話番号・通院先・緊急連絡先などの情報が入力でき、作成は無料です。万が一に備え、QRコードの作成をお勧めします。

また、いざというときその場に居合わせた方が、自身の携帯電話を使ってQRコードを読み取る協力をお願いします。

※情報を読み取った場合は必ずその情報を削除するようにお願いします。

■申込方法

役場保健福祉課、若佐支所、浜佐呂間出張所に申込書を設置していますので、必要事項を記入して提出してください。後日、作成した物品をお届けします。

③
②
①
▶
キーホルダー
バッジ
カード



写真」などの対象者情報を登録していただき、実際に行方不明になられた場合は、メール配信サービス『防災・安心メールさろま』を活用し、地域の捜査協力を得て認知症高齢者等の安全と家族の支援に役立てるものです。

認知症高齢者等の徘徊による事故や生命・身体 の安全確保のためにもぜひ、ご活用ください。

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても、住みなれた地域でいつまでも安心して生活していけるよう、『認知症初期集中支援チーム』がサポートしています。

■対象者

在宅で生活している 40 歳以上の方で、認知症が疑われる、または認知症の症状があり、次のいずれかの状態の方。

▷認知症の診断を受けていない、または治療を中断している方。

▷医療サービスや介護保険のサービスにつながらない、または中断している方。

▷認知症の症状で対応に困っている方。

■チーム員

認知症の専門医と、保健師・社会福祉士・介護福祉士等で構成しています。

■チームの活動

保健師等のチーム員が、ご家庭を訪問して困りごとや心配ごとの相談をうかがいます。その後、主治医や認知症の専門医と連携を図りながら、ご本人やご家族に合わせてサポートを行います。

徘徊高齢者等安心ネットワーク

町では、認知症などによる徘徊などから行方不明となった高齢者等の早期発見につなげる取り組みを行っています。

事前に「お名前」「身体の特徴」「顔

※佐呂間町の認知症専門医は、『クリニックさろまの医師』です。